

○国土交通省告示第 号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二十一年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成三十一年法務省令第五号)第二条第一項第十三号及び第二項第七号に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(平成三十一年三月十五日国土交通省告示第三百五十七号)の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第二条 建設分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第八号に規定する告示で定める特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関(以下「特定技能所属機関」という。)の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人(以下「一号特定技能外国人」という。)と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ ロに規定するほか、国土交通大臣及び第七条に規定する適正就業監視機関が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>ニ 特定技能所属機関は、一号特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第二条 建設分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関(以下「特定技能所属機関」という。)の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人(以下「一号特定技能外国人」という。)と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ ロに規定するほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>ニ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。</p>

二 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下この号において「二号特定技能外国人」という。）と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。

イ（ハ）（略）

二 二号特定技能外国人が従事する建設工事において、特定技能所属機関が下請負人である場合には、発注者から直接当該建設工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。

（建設特定技能受入計画の認定）

第三条 前条第一号イの認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第一により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 （略）

二 一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項

三 一号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合にお

二 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。

イ（ハ）（略）

（新設）

（建設特定技能受入計画の認定）

第三条 前条第一号イの認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第一により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 （略）

二 国内人材確保の取組に関する事項

三 一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項

四 一号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合にお

いて、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。

イ〜ニ (略)

(削る)

二〜五 (略)

六 一号特定技能外国人が従事する建設工事において、認定申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該建設工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。

七 一号特定技能外国人の総数が常勤の職員（一号特定技能外国人、外国にある事業所に所属する常勤の職員及び育成就労外国人（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第四号に規定する育成就労外国人をいう。以下同じ。）を含まない。）の総数を超えないこと

ただし、建設特定技能受入計画の申請時に認定申請者が育成就労外国人を雇用している場合であつて、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省・厚生労働省令第四号）第十九条第一項第二号又は同条第二項第二号若しくは第三号の規定の適用を受けているときは、この限りで

いて、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。

イ〜ニ (略)

ホ 職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した労働者の募集その他の国内人材確保の取組を行っていること。

二〜五 (略)

六 一号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。

七 一号特定技能外国人の総数が常勤の職員（一号特定技能外国人及び技能実習生（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生をいう。）を含まない。）の総数を超えないこと

ない。

八 (略)

九 国土交通大臣及び第七条に規定する適正就労監視機関が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告等)

第六条 国土交通大臣は、認定受入計画（前条第一項の規定による変更の認定及び同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。

2 国土交通大臣は、一号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監視機関に対して、次に掲げる事項を行わせることができる。

一 認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集

二 特定技能所属機関及び一号特定技能外国人に対する指導及び助言

3 国土交通大臣は、第一項又は前項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づく指導を行ったにもかかわらず、特定技能所属機関がその指導に応じない場合において、特に必要があると認めるときは、これ

八 (略)

(新設)

(報告の徴収等)

第六条 国土交通大臣は、認定受入計画（前条第一項の規定による変更の認定及び同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。

2 国土交通大臣は、一号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監視機関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び一号特定技能外国人に対する指導及び助言を行わせることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

に応じるべきことを勧告することができる。

4|| 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた特定技能所属機関が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5|| 前二項の規定は、第一項の規定に基づく報告又は第二項第一号に基づく実施状況の確認その他必要な情報の収集に対する協力を求めたにもかかわらず、特定技能所属機関がその協力の求めに応じない場合について準用する。

(認定の取消し)

第八条 国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、建設特定技能受入計画の認定を取り消すことができる。

一〜四 (略)

五|| 第六条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による勧告に従わなかったとき。

六|| 特定技能所属機関から第五条第三項の規定に基づく申請があったとき。

(特定技能外国人受入事業実施法人の登録)

第十条 建設分野における特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法

(新設)

(新設)

(認定の取消し)

第八条 国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、建設特定技能受入計画の認定を取り消すことができる。

一〜四 (略)

(新設)

五|| 特定技能所属機関から第五条第三項の規定に基づく申請があったとき。

(特定技能外国人受入事業実施法人の登録)

第十条 建設分野における特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法

別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合するものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。

一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。

イ（略）

ロ 建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（令和八年一月二十三日閣議決定）で定めるすべての試験区分についての建設分野特定技能評価試験の実施

ハ（略）

ニ 特定技能所属機関が認定受入計画に従つて適正かつ円滑な受入れを行うことを確保するための取組

二〇四（略）

（権限の委任）

第十八条 第三条第一項及び第三項、第四条から第六条まで、第八条並びに第九条の規定による国土交通大臣の権限は、第二条第一号イの認

別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合するものは、国土交通大臣の登録を受けることができる。

一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。

イ（略）

ロ 建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成三十年十二月二十五日閣議決定）で定めるすべての試験区分についての建設分野特定技能評価試験の実施

ハ（略）

ニ 特定技能所属機関が認定受入計画に従つて適正な受入れを行うことを確保するための取組

二〇四（略）

（権限の委任）

第十八条 第三条第一項及び第三項、第四条から第六条まで、第八条並びに第九条の規定による国土交通大臣の権限は、第二条第一号イの認

定を受けている特定技能所属機関又は認定申請者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六条第二項、第三項及び第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第九条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

定を受けている特定技能所属機関又は認定申請者の主たる営業所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六条第二項及び第九条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

様式第一、様式第二及び様式第三を次のように改める。

様式第 1 (第 3 条関係)

年 月 日

建設特定技能受入計画認定申請書

地方整備局長
北海道開発局長 殿

(特定技能所属機関)

所在地

名称

代表者の氏名

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び 1 号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（以下「告示」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、建設特定技能受入計画を別紙 1 から別紙 3 までのとおり策定しましたのでその認定を申請します。

当機関は、本申請書（別紙 1 から別紙 3 までを含む。）及び添付書類の記載が真実であることを宣誓し、建設特定技能受入計画の認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。なお、計画が認定された場合、告示第 4 条第 2 項の規定に基づき、認定受入計画に記載された内容について、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監理機関及び特定技能外国人受入事業実施法人に提供することに差し支えありません。

(様式第1 (第3条関係))
(別紙1)

建設特定技能受入計画

1 特定技能所属機関に関する事項

- (1) 法人番号
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者又は個人の氏名
- (4) 主たる営業所の所在地 (郵便番号含む)
- (5) 連絡先
TEL :
FAX :
メールアドレス :
※電話番号は日中必ず連絡が取れる番号を記入すること。
- (6) 建設特定技能に関する責任者 (管理者) の役職、氏名
- (7) 建設業許可番号 国土交通大臣 ・ 都道府県知事許可 (-) 第 号
- (8) 建設業許可の許可期間 平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- (9) 常勤職員数 (1号特定技能外国人、外国にある事業所に所属する常勤の職員、技能実習生及び育成
成就労外国人を除く)
合計 人
- (10) 建設キャリアアップシステム事業者ID
※14桁の事業者IDを記入すること。
- (11) 特定技能外国人受入事業実施法人の会員番号又は所属している当該法人を構成する建設業者団
体名
- (12) 過去5年間の建設業法に基づく監督処分 (建設業法第29条第1項第5号による処分を除く) の
有無 有 ・ 無
- (13) 登録支援機関
 - ①登録番号
 - ②商号又は名称
 - ③メールアドレス

2 適正な就労環境の確保に関する事項

別紙3「1号特定技能外国人受入リスト」に記入すること。

3 建設特定技能に係る安全衛生教育及び技能の習得に関する事項

- (1) 安全衛生教育について
- (2) 技能の向上を図るための方策

(様式第1 (第3条関係))
(別紙2)

建設特定技能受入に係る宣誓書

当特定技能所属機関は、以下の1から8について事実と相違ないことを宣誓する。

1. 1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能の習熟に応じて昇給を行うこと。
2. 1号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明すること。
3. 1号特定技能外国人に従事させる業務について、事前に業務内容を説明し、1号特定技能外国人が当該業務に従事することを理解・納得したうえで従事させること。
「平成31年3月28日付け基発0328第28号・厚生労働省労働基準局長通知」記2に記載された事項に係る、高所からの墜落・転落災害、機械設備、車両系建設機械等によるはさまれ・巻き込まれ等のおそれのある業務、化学物質、石綿、電離放射線等にばく露するおそれのある業務や夏季期間における屋外作業等の暑熱環境における作業などの危険又は有害な業務に特定技能外国人に従事させる可能性がある場合、「雇用契約に係る重要事項事前説明書」の「その他の事項」欄に明記のうえ、健康上のリスクとその予防策について具体的かつ丁寧に説明を行い、当該外国人から理解・納得を得ていること。
4. 1号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。
5. 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。
6. 1号特定技能外国人が従事する建設工事において、当特定技能所属機関が下請負人である場合には、元請業者の指導に従うこと。
7. 1号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。
8. 国土交通大臣及び告示第七条に規定する適正就労監視機関が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

特定技能所属機関名 _____
所在地 _____
電話番号 _____
代表者 役職・氏名 _____

(様式第1 (第3条関係))
(別紙3)

年 月 日

1号特定技能外国人受入リスト

1 特定技能所属機関に関する事項

特定技能所属機関名：

2 1号特定技能外国人に関する事項

	1号特定技能外国人	1号特定技能外国人	1号特定技能外国人
①建設キャリアアップシステム (CCUS) 技能者ID			
②氏名			
③生年月日			
④性別			
⑤国籍			
⑥業務区分			
⑦CCUS に登録した職種 (大分類)			
⑧CCUS に登録した職種 (小分類)			
⑨受入予定年月日			
⑩試験合格/試験免除区分			
⑪終了した建設分野育成成就労の区分			
⑫修了した建設分野技能実習の職種及び作業			
⑬合格した技能試験			
⑭合格した日本語試験			

※ 4名以上受け入れる場合、必要に応じて別紙とする等対応すること。

※ 対象外の項目については「-」とすること。

3 1号特定技能外国人の報酬額に関する事項

基本賃金、諸手当、昇給、賞与、退職金等の1号特定技能外国人の報酬額に関する事項は、「雇用契約に係る重要事項事前説明書」に記載のとおり。

様式第2（第3条関係）

雇用契約に係る重要事項事前説明書

建設特定技能受入計画を申請予定である（特定技能所属機関名）●●●は、雇用契約に係る重要事項について、下記内容を事前に説明し、内容を理解させたうえで国土交通省へ申請する。

1. 基本賃金

月額（ 円 ○○手当 円、●●●手当 円を含む。）

2. 諸手当の額及び計算方法 ※時間外労働の割増賃金は除く。

(a) (手当 円/計算方法：)
(b) (手当 円/計算方法：)
(c) (手当 円/計算方法：)

3. 固定残業代（有・無）

（固定残業代が有る場合は以下に記入）

（ 時間 円 【計算方法】 ）

固定残業代を超えた労働時間分については、割増賃金を追加で支払う。

4. 1か月当たりの支払概算額（1+2+3）

（1. 基本賃金の月額に算入した手当については、二重に計上しないように注意すること。）

約 円（合計）

5. 賃金支払時に控除する項目

(a) 税金	(約 円)	(b) 社会保険料	(約 円)
(c) 雇用保険料	(約 円)	(d) 食費	(約 円)
(e) 居住費	(約 円)	(f) その他（水道光熱費）	(約 円)
(g) ()	(約 円)		

控除する金額 約 円（合計）

6. 手取り支給額（4-5）

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金等は除く。

約 円（合計）

7. 技能の習熟等に応じた昇給について

（昇給額、昇給条件及び昇給時期について説明すること。従事させる具体的職種及び作業内容に応じた同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等以上になるよう留意すること。）

(a) 定期昇給

昇給時期：

昇給額：

(b) その他技能の習熟等に応じた昇給

昇給条件：

昇給額：

8. 賞与（有・無）

（有の場合は金額または支給月数、支給回数を記載し、説明すること。）

金額または支給月数：

支給回数：

9. 退職金（有・無）

（有の場合は退職金の種類、支給条件を記載し、説明すること。）

退職金の種類：

支給条件：

10. 業務内容（従事させる業務区分、従事させる工事業の種類、具体的職種及び作業内容）

（職種名等だけでなく、具体的にどのような現場でどのような作業に従事させるのか説明すること。）

従事させる業務区分：

従事させる工事業の種類：

従事させる具体的職種及び作業内容：

11. 従事させる職種や作業等に応じた安全衛生教育について

（建設特定技能受入計画に記載した安全衛生教育の内容をより詳細に記載し、説明すること。）

12. 従事させる職種や作業等に応じた技能の習得計画について

（建設特定技能受入計画に記載した技能の向上を図るための方策の内容、技能検定の受験時期や合格後の支給手当、昇給への反映等を記載し、説明すること。）

13. その他の事項

（特記すべき事項がある場合に記載すること。また、転倒災害、高所からの墜落・転落災害、機械設備、車両系建設機械等によるはさまれ・巻き込まれ等のおそれのある業務、化学物質、石綿、電離放射線等に基づく露するおそれのある業務や夏季期間における屋外作業等の暑熱環境における作業などの危険又は有害な業務に1号特定技能外国人に従事させる可能性がある場合には、その旨を記載し、当該1号特定技能外国人に説明すること。）

14. 個人情報の提供に係る同意について

（建設特定技能受入計画の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、適正就労監視機関及び特定技能外国人受入事業実施法人へ認定受入計画に記載された内容（個人情報を含む。）を提供することについて、当該外国人の同意を得ること。）

同意した

（西暦）●●●●年●月●日、前記1から14の内容について以下の者が十分に理解することができる言語（●●語）にて説明し、内容を理解していることを確認した。

（サイン）

殿

説明者

特定技能所属機関名

所在地

電話番号

代表者 役職・氏名

様式第3（第4条関係）

年 月 日

特定技能所属機関の代表者 殿

地方整備局長
北海道開発局長

建設特定技能受入計画認定証

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件第3条第3項の規定により、下記のとおり認定します。

記

- 1 建設特定技能受入計画認定番号
- 2 特定技能所属機関に関する事項
 - ① 特定技能所属機関の法人番号
 - ② 特定技能所属機関の名称
 - ③ 所在地
 - ④ 建設業許可番号
 - ⑤ 建設業許可の許可期間
 - ⑥ 建設キャリアアップシステム事業者ID
 - ⑦ 加入している特定技能外国人受入事業実施法人又は当該法人を構成する建設業者団体名
- 3 1号特定技能外国人に関する事項

氏名	生年月日	性別	国籍	建設キャリアアップシステム技能者ID	業務区分	当初認定年月日

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、令和九年四月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 この告示の適用の際現にこの告示による改正前の第三条の規定により認定を受けている建設特定技能受入計画は、この告示による改正後の第二条の規定により認定を受けた建設特定技能受入計画とみなす。

2 この告示の適用の日前にされた第三条第一項（第五条第四項において準用される場合を含む。）の認定の申請であつて、この告示の適用の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

3 第三条第三項（第七号に係る部分に限る。）の規定の適用に当たっては、常勤の職員には、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた技能実習を行っている者は含まないものとする。

4 この告示の適用の際現に第四条第一項（第五条第四項において準用される場合を含む。）の規定により交付されている建設特定技能受入計画認定証は、この告示の適用の日以後においてもなお効力を有する。

5 この告示の適用の際現にこの告示による改正前の第十条の規定により登録を受けている法人は、この告示

による改正後の第十条の規定により登録を受けた特定技能外国人受入事業実施法人とみなす。